

第 4 節 酸性雨の調査

府では、昭和 58 年から昭和 62 年度までの 5 年間、環境庁の委託を受け、府内 2 地点（大阪市、池田市）において酸性雨調査を実施し、昭和 63 年度からは府の事業として継続するとともに、平成元年度には、府下の 18 市町の協力を得て、共同調査を実施した。

雨の pH は、二酸化炭素以外の酸性物質の影響を受けない場合、大気中の二酸化炭素で飽和され約 pH 5.6 となる。通常 pH 5.6 以下の雨を酸性雨と称している。

酸性雨の原因物質は主として石油・石炭等化石燃料の燃焼により大気中に放出された二酸化硫黄（ SO_2 ）や窒素酸化物（ NO_x ）等と考えられている。

(1) 酸性雨の現状

国設大阪局及び池田局における降雨 pH の年平均値と出現頻度は図 2-2-21 のとおりであり、2 局の年平均値は、ほぼ 4.5~4.7 と経年的によく似た変動を示した。

硫酸や硝酸イオン等の分析項目についての結果は巻末資料（表 2-36）に示した。

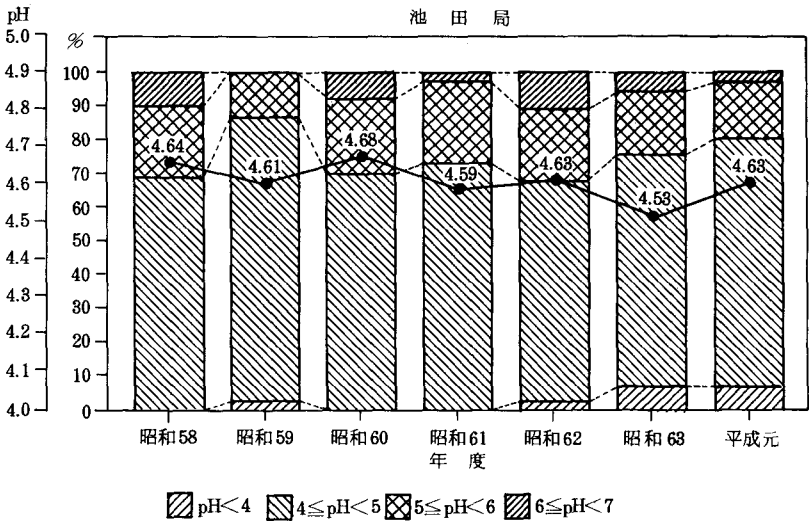
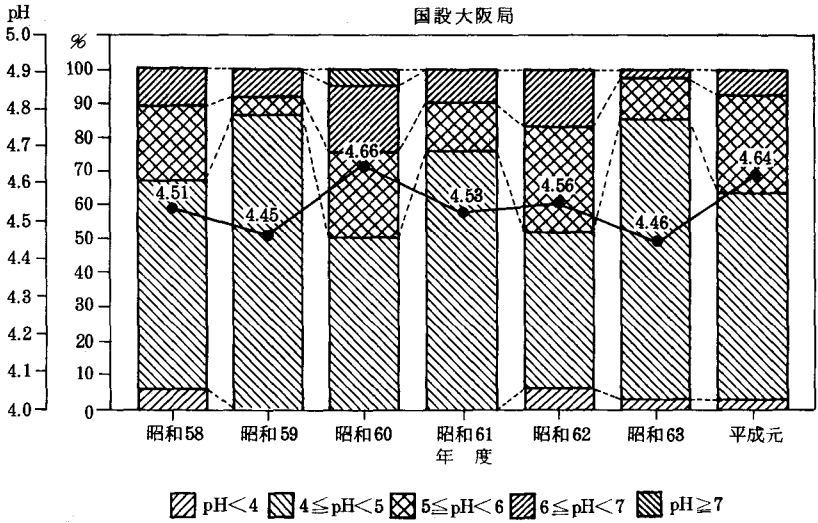
(2) 酸性雨共同調査

平成元年 5 月、府下市町村と共同して「大阪府酸性雨調査連絡会」を結成し、平成元年度の梅雨期と秋期の各 2 週間、府内 2 地点における酸性雨モニタリングの継続に加え、酸性雨の分布状況をよりの確に把握するため、梅雨期 18 地点、秋期 21 地点で共同調査を行った。

梅雨期の pH は、4.18~5.30（加重平均 4.55）、秋期は 4.29~6.58（同 4.88）で梅雨期が秋期よりやや低くなった。（巻末資料表 2-37）

大阪府のこれまでのモニタリングの結果は、環境庁が平成元年 8 月に発表した全国 29 地点のデータとほぼ同程度であった。

図 2 - 2 - 2 1 週降雨の年平均 pH 及び出現頻度



第 5 節 悪臭防止対策等

1 悪臭物質の排出規制

悪臭の規制については、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）により、不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド及びスチレン等の 12 物質）を指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制している。府においては、大阪市を除く府下全域を規制対象地域として指定し、国の定める規制基準のうち最も厳しい値を規制基準値として定めている（昭和 48 年大阪府告示第 507 号）。

なお、平成元年 9 月 27 日付けの同法施行令等の改正により追加されたノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸の 4 物質については平成 2 年度中に規制基準値を設定することとしている。

悪臭に係る規制権限は、同法施行令により、市町村長に委任されているが、対象物質の一部については府公害防止条例の有害物質としても規制しているところから、市町村担当職員と協力して対象工場・事業場に対する指導に努めた。

2 屋外燃焼行為の規制

ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂などその燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生させる物質を屋外において多量に燃焼させる行為は、悪臭防止法及び府公害防止条例により規制されている。

近年、建設廃材、粗大ごみなどをいわゆる野焼きの状態、大量に屋外で焼却処分が行われる傾向があり、地域の環境に好ましくない影響をもたらしている。平成元年度における屋外燃焼行為による苦情発生状況は表 2-2-1 4 のとおりである。これらの苦情処理については市町村と協力し、その防止・指導に努めた。

表 2-2-1 4 屋外燃焼行為による苦情発生状況

地域	物質	ゴ	ム	皮革ピッチ	合成樹脂	木	材	そ の 他	合 計
大 阪 市		2		0	11	37		11	61
北 大 阪 地 域		4		0	8	33		9	54
東 大 阪 地 域		1		0	14	79		35	129
南 大 阪 地 域		2		0	6	31		11	50
泉北・泉南地域		5		0	17	51		34	107
合 計		14		0	56	231		100	401

(注) 1 各市町村において受理した苦情件数である。

2 地域の区分は次のとおりである。

北大阪地域：豊中、池田、吹田、高槻、茨木、箕面、摂津の 7 市と島本、豊能、能勢の 3 町
 東大阪地域：守口、枚方、八尾、寝屋川、大東、柏原、門真、東大阪、四条畷、交野の 10 市
 南大阪地域：富田林、河内長野、松原、羽曳野、藤井寺、大阪狭山の 6 市と太子、河南、美原の 3 町と千早赤阪村

泉北・泉南地域：堺、岸和田、泉大津、貝塚、泉佐野、和泉、高石、泉南の 8 市と忠岡、熊取、田尻、岬、阪南の 5 町

第6節 関西電力発電所に対する規制

府域の関西電力株式会社の発電所に対する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等に係る規制について、府では、同社との間に公害防止協定を締結し、府公害防止条例に定める各種の規制基準値に上乘せした基準値を定めるとともに、総量規制としての汚染物質排出量の制限などの措置を講じている。

多奈川第二発電所（泉南郡岬町、60万KW2基、合計出力120万KW）の建設に対しては、昭和49年5月6日に「多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定」をまた、南港発電所（大阪市住之江区南港、60万KW3基、合計出力180万KW）の建設については、昭和59年11月16日に「南港発電所の公害等の防止に関する協定」を締結して、公害その他環境上の障害の未然防止を図った。

この二つの協定により、府域に所在する同社の全発電所について、発電所ごとの硫黄酸化物、窒素酸化物等汚染物質排出総量を厳しく制限している。

今後とも、汚染物質排出総量をはじめ協定事項が遵守されるよう、厳重に監視を続けていく。

1 公害等防止協定の遵守状況

関西電力株式会社からは、毎月、各発電所ごとに燃料使用量、汚染物質の排出濃度、排出量等について報告を求めるとともに、公害等防止協定の規定に基づき、毎年4月末日までにその前年度における同協定の遵守状況、並びに当該年度において講じようとする公害等の防止に関する措置を記載した関西電力公害等防止計画書を提出させることとしている。平成元年度における公害防止協定に定める汚染物質排出量等のうち大気汚染に係る遵守状況についての概要は巻末資料表2-38のとおりである。

2 発生源モニターシステムによる監視測定

府においては、関西電力株式会社の全発電所における公害等防止協定の遵守状況の監視を確実に行うため、関西電力発生源モニターシステムを整備している。これは、同社の全発電所に設置された排出濃度等の自動測定記録装置をテレメータにより公害監視センターに直結するもので、昭和51年10月から本格的に作動している。

これにより同社の発電所の全ボイラーの運転に伴う硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出濃度、排出ガス中の残存酸素濃度、発電電力量等の発生源データを集中的に即時に監視している。

3 立入検査等の実施状況

公害等防止協定に定める硫黄酸化物等の汚染物質排出量、発電所ごとの利用率等の確認については、岬町をはじめ関係市の担当職員と協力して立入検査を実施し、使用燃料中の硫黄

含有率の検査、汚染物質排出濃度の実測等を行うことにより、1の報告内容及び2の発生源モニターの作動状況等を検査することとしている。

4 南港発電所の建設に係る環境監視

南港発電所の建設については、公害等防止協定に基づき昭和60年9月、「南港発電所建設計画書(その1)」、昭和62年10月、「同計画書(その2)」及び平成元年3月「同計画書(その3)」を府に提出させるとともに、同計画書に基づき、天然ガス導管工事、取放水設備工事、プラント工事等に係る工事中の環境監視データを定期的に報告させている。

また、平成2年度中に同発電所が運転開始することに伴い、大気汚染物質排出量を把握するため、大気汚染発生源常時監視システムを整備した。